法規的告示

○金融庁告示第五十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（連結の範囲） **第三条**　［略］ ２　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号、第十一条の三第二項及び第七十六条第四項第二号において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 ３　［略］ （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） **第七十六条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、国際統一基準行については総自己資本の額（第二条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条第三号の算式における総自己資本の額をいい、第十四条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に、国内基準行については自己資本の額（第二十五条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいい、第三十七条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいう。）にそれぞれ十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。 一　我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であって、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。 二　次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。 イ　規則第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。） ロ　規則第十七条の二第十二項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十三項本文の規定の適用を受けるものを除く。） ハ　規則第十七条の二第十二項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）又は規則第十七条の七の三第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社	（連結の範囲） **第三条**　［同上］ ２　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第十一条の三第二項において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 ３　［同上］ （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） **第七十六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］